

# 大船渡市防災観光交流センター 指定管理者募集要項

おおふなぽーと



「おおふなぽーと」ロゴマーク 1-2

岩手県大船渡市



指定管理者制度は、市が指定する法人その他の団体に施設の管理を代行していただく制度で、法人その他の団体が有する発想やノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ろうとするものです。

大船渡市（以下「市」という。）は、令和 8 年度から大船渡市防災観光交流センター（以下「施設」という。）の管理運営を代行していただく指定管理者を募集します。

## 1 対象施設及び施設概要

別添 大船渡市防災観光交流センターの概要を参照してください。

## 2 指定管理者が行う業務

別添 大船渡市防災観光交流センター管理運営業務仕様書を参照してください。

## 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、この期間内であってもその指定を取消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることがあります。

## 4 管理運営に要する経費

指定管理者の業務は、施設利用者が負担する利用料金、本市が支出する指定管理料等により行います。

## 5 応募資格

応募者は、次の要件を満たす法人（NPO 法人、財団法人等の公益法人を含む。）又は複数の法人等で構成する団体（以下「団体等」という。）とします。なお、個人はいかなる形式でも応募できません。

また、団体の結成は自主結成としますが、「団体等構成員届出書」及び「協定書兼委任状」により協定を結ぶこととします。

### (1) 応募資格

- ① 本市及び他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が代表者等でないこと及びその事業活動を支配していないこと。
- ⑥ 施設の管理運営を円滑に遂行できる、健全な財務能力を有すること。
- ⑦ 単独で応募する法人又は団体等を代表する法人は、大船渡市内に本社、支社、営業所等がある、又は設置見込みがある民間事業者であること。

### (2) 団体等による申請の条件

- ① 構成員の中から代表者を定めること。
- ② 対象施設の指定管理者に申請した団体等の構成員は、他の団体等の構成員として、又は単独で対象施設の指定管理者に申請することはできない。他の団体等の構成員として、又は単独で同じ施設の指定管理者に申請した場合は、当該構成員を一員とする団体等及び単独での申請の双方を無効とする。
- ③ 団体等の構成員は、上記 5 の(1)の①から⑦まで全てに該当すること。
- ④ 団体等の名称、団体等を構成する構成員及び代表者の氏名・所在地、団体等の成立期間、代表者及び構成員の責任分担、代表者に委任する事項等について定めた協定書兼委任状を構成員間で締結し、指定管理者指定申請書類に添えて提出すること。
- ⑤ 団体等として指定管理者に選定された場合、指定されてから指定期間が終了するまでの間、団体等の代表及び構成員の変更は、原則認めない。

## 6 提出書類

各書類とも正本 1 部、副本 1 部（写し可）、データ保存した U S B メモリ 1 個を提出してください。

なお、団体等による申請の場合は、団体等を構成する各法人について、次の(3)に掲げる書類のほか、(4)の関係書類が必要です。

- (1) 指定管理者指定申請書（所定様式）
- (2) 事業計画書及び収支計画書（所定様式）
- (3) 応募しようとする法人及び団体等に関する書類（任意様式）
  - ① 定款、規約又はこれに類する書類
  - ② 法人登記簿謄本（法人のみ）
  - ③ 過去 3 会計年度分の貸借対照表、損益計算書及び総会資料  
※法人以外の団体にあっては、収支決算書
  - ④ 納税証明書（国税及び地方税）（令和 6 年分）  
※法人以外の団体にあっては、団体等の代表に係るもの
  - ⑤ その他団体の事業概要を示すパンフレット等
- (4) 関係書類（団体等で申請する場合）
  - ① 団体等構成員届出書（所定様式）
  - ② 協定書兼委任状（所定様式）

## 7 募集期間及び募集要項等の配付

応募は、令和 7 年 10 月 20 日（月）から令和 7 年 11 月 20 日（木）まで受け付けます。

指定管理者の募集については、大船渡市ホームページの土地利用課「大船渡市防災観光交流センター(おおふなぽーと)」に募集要項、仕様書、申請書類等を掲載しますので、申請書類は各自ダウンロードしてご利用ください。ホームページは下記のとおりとなります。

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/genre/organization/toshiseibi/tochiriyou/p20250425150138>

## 8 提出期限

令和7年11月20日（木）午後5時15分厳守

後段15「応募書類の提出先」に郵送するか直接提出してください。いずれの場合も提出期限日の午後5時15分必着とし、提出期限までに提出先に書類が到着しなかったものについては無効とします。電子メール、FAXによる提出は認めません。

## 9 応募者説明会の開催の有無

開催しません。

## 10 募集に関する質問の受付及び回答

(1) 質問期限：令和7年11月7日（金）午後5時15分必着

質問がある法人又は団体等は、質問内容を簡潔に記載した書面を後段15「応募書類の提出先・問合せ先」に直接お持ちになるか、郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。口頭による質問は受け付けません。

(2) 回答方法：全ての質問を取りまとめ、質問及び回答内容を大船渡市ホームページの土地利用課「大船渡市防災観光交流センター（おおふなぽーと）」に掲載します。

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/genre/organization/toshiseibi/tochiriyou/p20250425150138>

## 11 選定基準

- (1) 施設の設置目的及びビジョンを効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に確保するとともに、経費の節減を図ることができるものであること。
- (3) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 施設利用者の平等な利用が確保できるものであること。

## 12 選定の方法

- (1) 指定管理者候補者の選定は、大船渡市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査により、行います。  
なお、委員会が必要と認める場合は、併せて面接審査を行います。
- (2) 選定の結果は、速やかに文書で通知します。
- (3) 市は、上記により選定された候補者について、指定管理者に指定する議案を令和8年2月から3月にかけて開催の予定される大船渡市議会に提案し、議決を経た後、指定管理者として指定します。それまでの間、仮協定を締結します。

## 13 その他留意事項

- (1) 市が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

- (3) 提出された応募書類等は返却しません。
- (4) 応募書類等は情報公開の請求により、公開する場合があります。
- (5) 応募内容に虚偽があることが判明したとき、又は選定委員会委員に対して本件応募について不正な接触の事実が認められた場合は失格とすることがあります。

#### 14 配布資料

- (1) 大船渡市防災観光交流センター指定管理者募集要項
- (2) 大船渡市防災観光交流センターの概要
- (3) 大船渡市防災観光交流センター管理運営業務仕様書
- (4) 大船渡市防災観光交流センター指定管理者指定申請書様式
- (5) 事業計画書及び収支計画書様式
- (6) 団体等構成員届出書及び協定書兼委任状
- (7) 大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例及び同規則
- (8) 大船渡市防災観光交流センターに係る津波避難誘導マニュアル

#### 15 応募書類の提出先・問合せ先

大船渡市都市整備部土地利用課（大船渡市役所 3 階）

〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

TEL：0192-27-3111（内線 355） FAX：0192-26-4477

電子メールアドレス：ofu\_saitochi@city.ofunato.iwate.jp